

真実を伝える  
組合機関紙

# かいな

JMITU(日本金属製造  
情報通信労働組合)  
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL: 03-3583-9037  
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

## 日本IBM 5月賃上げを確約 キンドリルも賃上げせよ

春闘アンケートの結果、日本IBMとキンドリルジャパンの従業員は生活実感が悪く感じている人が8割を超え、賃金に大きな不満を抱いていることが分かりました。これを踏まえ、組合は2月24日に春闘要求を出し団体交渉を行いました。この中で日本IBMは5月に賃上げすることを確認。キンドリルジャパンに対しても賃上げを迫っています。

3月9日の回答指定日に有額回答が無い場合は組合は第一次ストライキを実施します。さらに、交渉状況に応じた数回のストライキを計画しています。今からでも遅くありません。ぜひ、あなたも組合に入り、ストライキに参加しましょう。

## 3・9回答 両社とも有額回答せよ 不当回答なら10日早朝スト

### 賃上げ要求内容

社内月額最低本給(単位:100円)					
年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額
20		35	3980	50	4850
21		36	4038	51	4908
22	2810	37	4096	52	4966
23	2850	38	4154	53	5024
24	2890	39	4212	54	5082
25	2930	40	4270	55	5140
26	3035	41	4328	56	5198
27	3140	42	4386	57	5256
28	3245	43	4444	58	5314
29	3350	44	4502	59	5372
30	3455	45	4560	60以上	定年時の80%
31	3560	46	4618		
32	3665	47	4676		
33	3770	48	4734		
34	3875	49	4792		



### 第282回金属反合共同行動

金属機械反合闘争委員会は2月16日、東京都内で行動を展開。日本IBM・キンドリルジャパンの本社前には、パワハラ降格、定年後再雇用、AI不当労働行為の3つの争議を解決しようと多くの支援者が結集しました。最初に主催者挨拶として金属反合闘争委員会の生熊茂実委員長は、日本IBMの若手社員が新たに労働組合に加入したことを報告し、大きな拍手が起こりました。

### JMITU中央行動実施

2月16日午後、JMITUは2022年春闘勝利を掲げ中央行動を実施しました。この行動は今春闘での大幅賃上げを含む要求を実現させるために重要な意義を持つ行動です。国会請願行動(写真右)の後、参議院議員会館で院内集会を行い、JMITUの三木陵一委員長が、春闘情勢について「最大の特徴は、物価の上昇である。消費者物価指数が2%あがると標準的な家庭で月5000円の負担増になる。それくらいでも前年の生活水準をやつと維持できるくらい状況である」と説明。大幅賃上げを求める世論の広がりを追い風に、組合は一層頑張らなくてはならないと鼓舞しました。大幅賃上げ実現には「職場の仲間の生活改善を求める声に依拠した、たたかいは展開すること」が大事であるとし、「みんなが納得するまでストライキを構えたたたかう」と呼びかけました。



### 裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI不当労/定年後再雇用不当労事件	4/4(月)12:50~	都庁第一庁舎南1階集合
パワハラ降格裁判		組合ホームページにてご確認ください
定年後再雇用賃金差別裁判		組合ホームページにてご確認ください

### ハツマ

読者のみなさん、連日の北京オリンピック観戦で応援に力が入ったのではないかと感じました。選手たちの一生懸命な姿に感動を覚えたのではないかと感じました。一方、シニアオリンピック委員会(ROC)のフィギュア選手の使い捨てが連日報道されるのを観ると、心が痛んだ。同時に、他人ごとではないと思つたのは私だけだろうか。日本IBMも同じではないか。必要な時に従業員募集をし、いらなくなったから、クビだ。従業員はまるで物扱いだ。本人がまだやれると言つても、組織ぐるみでやめさせる。従業員は会社や家族のために一生懸命に働いているのだ。選手が幸が国家の繁栄に繋がるのと同じように、従業員が幸せでなければ、会社の繁栄にはならない。「日本IBMは従業員の使い捨てをやめろ!」は組合のキャッチフレーズだ。(TM)

# 春闘重点要求の紹介

## 組合に加入して要求を勝ちとろう

1面に続き春闘重点要求の中から主要な要求を以下にご紹介します。



### 職場環境に関する要求

- (1) 組合事務所、倉庫設置の要求  
キンドリルジャパン本社内組合事務所ならびに倉庫を設置すること。
- (2) キンドリルジャパン本社設備に関する要求  
有線LANを使用可能にすること▼イーネットのATMを設置すること
- (3) 移転後のキンドリルジャパン本社に関する要求

### 交通の便がよい場所にすること▼組合事務所、倉庫、掲示板を設置すること▼座席は全社員分の数を固定席として確保し、部門単位で配置すること

▼カフェテリア、食堂を確保すること。

### 手当に関する要求

- (1) コロナ禍での強制的な在宅勤務に伴う自宅水道光熱費および通信費

### 職員の負担を減らす

- (1) 本来、会社が負担すべき業務の経費です。会社は速やかに在宅勤務手当として1ヶ月あたり8千円を、2020年3月に遡及して支給すること。
- (2) コロナ禍のため満足に自宅の就労環境を整備できずに在宅勤務に入らざるを得なかったことを考慮し、自宅環境整備手当として一時金5万円を支給すること。
- (3) 従業員がコロナ禍の中で、せざるを得ない出勤もしくは外出によって新型コロナウイルスに感染した場合は、当該従業員が感染前の健康状態に戻るまでに、本人とその家族が自己負担した隔離、自宅待機、入院、検査、治療などの一切の費用(公費負担分を除く)を会社が補償すること。

### 働き方改善の要求

- (1) スキルアップのコ

スの時間は業務時間外に設定される場合が多い。このような正式な労働時間(夜間や休日など)で実施されているトレーニングを、全社で正式な労働時間の中で実施させるよう改善すること▼ライニングの時間は、実時間をWorkdayに入力するよう促進すること▼これによって時間外勤務が発生した時は時間外勤務手当を支払うこと▼これによる人事評価上の不利益な扱いをしないこと。

- (2) 会社は、平日時間外や休日にもメールをチャックしているなど、発生しているながらWorkdayに入力されていない時間外勤務を、従業員がWorkdayに入力するよう促進すること▼会社は請求された時間外勤務手当を確実に支払うこと▼これによる人事評価上の不利益な扱いをしないこと▼ラインが従業員に正式な労働時間の外(夜間や休日など)に勤務することを指示していない場合に、従業員が正式な

労働時間の外に勤務しなかったことによる人事評価上の不利益な扱いをしないこと。

- (3) 上記のように従業員は休む間も無く働いている状況を受け、労働時間の正常化を果たす上でも、現在の世界の流れに従って、週休2日制への移行時に月曜日から金曜日に付加された36分(元は土曜日の3時間)を削減し、賃下げなしで1日の労働時間を午前9時から午後5時までの7時間、週35時間に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とすること。
- (4) 「勤務間インターバル」の規定を就業規則に追加すること。
- 1) 深夜勤務時の次の勤務開始までのインターバルを最低11時間とすること。これは裁量労働制と年俸制勤務者を含む。
- 2) 1)の結果、次の勤務開始時刻が通常の勤務開始時刻(フレックスの場合)はコアタイム開始時刻よりも遅くなった場

合は、その時間は勤務したことにすること。賃下げなしの65歳までの定年延長の要求

### 組合に加入しよう

従業員皆さん、組合に加入して要求を勝ちとりましょう。組合員数の拡大は、賃上げ、労働条件改善を実現する力となり、さらに雇用をまもり、労働条件の不利益変更を抑止する力ともなります。とりわけ会社分割のよ

うな大きな動きがあった後には必ず人員削減が行われるのが通例ですので、今のうちに組合に加入されることをお勧めします。皆さんお一人おひとりの加入が組合の力です。当労働組合には日本IBMグループだけでなくキンドリルジャパン・グループの皆さんも加入することが出来ます。

# 2022春闘 JMITU統一要求の紹介

JMITUは22春闘で「すべての仲間の賃上げ」に取り組みます。非正規雇用労働者や定年後継続雇用者を含めたすべての仲間の賃上げを実現し生活を安定させることは労働者全体の切実な要求です。また、労働者のやる気を引き出し、職場に活力を生み出すことにつながり、企業にとつてもプラスになります。「すべての仲間の賃上げ」の要求に正面から応えることを求めます。

### 企業内最低賃金協定

憲法や労働基準法ではすべての国民に「健康で文化的な」生活を基本的



権利として保障されています。全労連が取り組んでいる「最低生計費試算調査(単身生活者)」では、都市や地方の違いに関わらず、全国どこでも最低のおおよそ月額22〜24万円の生活費(税・社会保障料込)が必要であるという結果が出ています。

### JMITU独自の「標準生計費の試算」も同様です。こうした結果をも考慮し、非正規雇用の仲間を含め、すべての仲間の最低限の生活水準を保障するために、企業内最低賃金協定の締結と最低賃金の引き上げを求めます。

### 初任給の引き上げ

現状の初任給は人間らしい生活を確保するうえで、あまりにも低い水準であり、大幅な引き上げは若い世代の切実な要求です。また、「人手不足」が深刻になるなか、人材

の確保と定着、技術・技能の継承は避けて通れない課題となっており、企業の将来展望をつくるうえでも初任給の引き上げは重要です。こうした立場から、初任給の大幅引き上げを求めます。

### 年齢別最低保障賃金

青年、子育て世代、高齢者とライフステージによって必要な生計費は異なります。それぞれの世代にふさわしい賃金を保障することが求められます。また、将来の賃金水準が見通せることは、青年が将来にわたって安心して働けるといふ希望と意欲をつくりだします。こうした趣旨から、年齢別最低賃金保障を求めます。

### すべての労働者の均等待遇を

「均等待遇」は労働者の切実な要求であり、時

代の大きな流れです。パートタイマーや有期雇用者、派遣労働者など非正規雇用者への正社員との不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」がすでに施行されており、経営者には改正法を遵守する責任が求められます。法律の趣旨にもとづき、非正規雇用者の賃金と労働条件・処遇の格差をただちに是正することを求めます。

### 企業内最低賃金

(1) アルバイト・パート、派遣・請負などを含め、企業内で働く全ての労働者を範囲とする「企業内最低賃金協定」を締結すること。

### 初任給

高卒初任給を225,000円以上とする。

組合なんでも相談窓口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	TSDL ISEL	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	TSS. CE	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	Delivery	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	TSS	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			

000円以上、大卒初任給を240,000円以上とすること。

### 年齢別最低保障賃金

- 22歳 24万円以上
- 35歳 35万円以上
- 45歳 40万円以上
- 59歳 48万円以上

女性の賃金差別是正、全ての労働者の均等待遇を実現する要求

- (1) 女性の賃金差別を是正すること。
- (2) 派遣労働者を含め、雇用形態に関わらず労働時間以外は正社員と同じ賃金・処遇にすること。
- (3) 均等待遇を口実にした正社員の賃金・労働条件の引き下げを行わないこと。